

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率}^{\ast 1} = \text{工期期間中の真夏日}^{\ast 2} \div \text{工期}$$

※1. 真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2. 工期期間中の真夏日は、最終数量を確定させた時点までの日数とする。
(最終数量確定後の真夏日はカウントしない。)

2. 対象工事等

(1) 対象工事

土木工事標準積算基準書に基づき積算する工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。ただし、単価契約については、対象外とする。

対象工事のうち、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

(3) 熱中症補正の適用

上記(1)、(2)に該当する工事のうち、受注者が希望する場合には、変更契約にて熱中症補正を適用する。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)}^{※3} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{※4}$$

※3. 補正値 (%) は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4. 補正係数：1. 2

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値)

4. 適用

本通知は、令和元年(2019年)7月1日以降に当初契約締結を行う工事から試行を適用する。

なお、平成31年(2019年)4月1日以降に当初契約締結が行われた既契約工事においても、受発注者協議により基準日を設け、基準日以降において試行を適用できるものとする。

5. その他

気温の計測方法等については、別紙「熱中症対策に資する現場管理費の補正にあたっての考え方」によるものとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正にあたっての考え方

1. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

2. 積算方法等

受注者より提出された計測結果の資料をもとに、真夏日率を算出し現場管理費率に加算するものとする。

なお、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

3. 既契約工事における変更

(1) 気温の計測期間

本通達日以降に受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

なお、計測方法等については、1. に準じること。(受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を提出すること。)

(2) 積算方法等

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日}^{\ast 1} \div \text{工期}$$

※1. 基準日から工期末までの真夏日は、最終数量を確定させた時点までの日数とする。(最終数量確定後の真夏日はカウントしない。)

4. 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を入札説明書、特記仕様書等に明示するものとする。

5. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

6. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらに寄らないことができる。

特記仕様書記載例

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、速やかに「工事打合簿」により、発注者と協議するものとする。